

新型コロナウイルス関連情報（3月23日現在）

1 喫連邦保健省によれば、23日（月）15時現在、新たにオーストリア国内で680名の新型コロナウイルス（COVID-19）感染の確定症例及び5名の死亡事例が報告されました。これでオーストリアにおける確定症例は3,924名となります。

国内発生状況（州：累計確定症例数（前日比））

- ・チロル州 : 803名（+159）（内死亡数：1名，治癒数：2名）
- ・オーバーエーステライヒ州 : 707名（+79）（内死亡数：2名）
- ・ニーダーエーステライヒ州 : 564名（+118）（内死亡数：1名，治癒数：2名）
- ・シュタイアーマルク州 : 486名（+63）（内死亡数：4名）
- ・ウィーン市（州） : 476名（+73）（内死亡数：11名，治癒数：5名）
- ・ザルツブルク州 : 372名（+103）
- ・フォアアールベルク州 : 323名（+60）
- ・ケルンテン州 : 122名（+17）（内死亡数：1名）
- ・ブルゲンラント州 : 71名（+8）（内死亡数：1名）

（当館注：ウィーン市で4名，チロル州で1名の死亡数が新たに計上され合計21名となりました。）

2 23日，オーストリア外務省から各国大使館に対し，無査証で当国に滞在をしている外国人への出国要請を含む通知がありました。該当箇所の内容は以下のとおりです。

(1) 墺外務省は、内務省の発表に基づき、墺における無査証での90日間（当館注：日本人に対する6か月も含む）滞在中の者は、墺から出国するか、所管の州警察本部と滞在につき調整する必要がある旨通知する。

(2) 当局による調整が不可能な場合（例えば、窓口の閉鎖により）は、訴追は行われず、遅れて出国した場合も今後の査証発給に悪影響はない旨保証する。事態が再び許せば、（当該外国人は）出国する必要がある。

3 23日、日本政府は欧州各国に対する感染症危険情報を発出し、オーストリアを含む一部の国・地域をレベル3（渡航は止めてください。（渡航中止勧告））に引き上げました。

これを受けた日本政府の水際対策に関する新たな措置は現在検討中のため、詳細が発表されましたら、改めてお知らせ致します。

4 新型コロナウイルスは風邪と同様にせきやくしゃみなどの飛沫で感染するとされていますので、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染症対策に努めてください。

ただし、当国では覆面禁止法によりマスクの着用が禁止されており、新型コロナウイルス感染予防のためのマスク着用について新聞社から見解を問われた当国内務省は、健康上の理由によりマスクを着用する場合には原則として医師の診断書が必要である旨回答しておりますので、ご注意ください。

なお、オーストリア保健・栄養安全機関（AGES）は、新型コロナウイルスへの感染の疑いがない人については通常の手洗いで十分であると強調し、消毒液は医療目的で消毒が必要な人・機関により使用されるべきであるとしています。

参考：新型コロナウイルス感染予防措置

- ・定期的に、約30秒間石鹸で手洗いをする
- ・顔（特に口、目、鼻）を指で触らない

- ・握手と抱擁を避ける
- ・鼻をかむ際、咳をする際は使い捨てティッシュに行くか、腕で口・鼻を覆って行う。ハンカチを使う場合は使用した後で捨てる。

5 また、5日、アンショバー保健相はオーストリアにおいて新型コロナウイルスへの感染が確認された37人（当館注：5日午前8時現在の確定症例数）に対し、現在12万9,000人が季節性インフルエンザ及びその他のウイルス感染症に罹患している旨述べました。季節性インフルエンザは前年に比して「強力な波」となっているものの、すでに消退期に入っているとのこと。ウイルス学者のレードルベルガー＝フリッツ氏によれば、オーストリアにおいて現在までに計24万5,000人が今季のインフルエンザに罹患したとのこと。

新型コロナウイルスだけでなく、季節性インフルエンザの予防にも努めてください。

【参考】

■ オーストリア保健省

○新型コロナウイルス情報（独語）

[https://www.sozialministerium.at/Services/News-und-Events/Neuartiges-Coronavirus-\(2019-nCov\).html](https://www.sozialministerium.at/Services/News-und-Events/Neuartiges-Coronavirus-(2019-nCov).html)

○新型コロナウイルス・ホットライン（独語・英語）

Infoline Coronavirus: 0800 555 621（月一金、9:00-17:00）

ウェブサイト：<https://www.ages.at/themen/krankheitserreger/coronavirus/>

■ 日本厚生労働省

○新型コロナウイルス関連情報

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○新型コロナウイルスに関する Q&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

■ 世界保健機関 (WHO)

○ウェブサイト：<https://www.who.int/health-topics/coronavirus>

(問い合わせ先)

○在オーストリア日本国大使館

住所：Hessgasse 6, 1010 Vienna, Austria

電話：（市外局番01）531920

Fax：（市外局番01）5320590

ホームページ：https://www.at.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html